

○ 厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令案（新旧対照表）
 厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第三十九号）（抄）

改正案	現行
<p>（対象疾病）</p> <p>第二条 法第二条第二項の厚生労働省令で定める疾病は、じん肺管理区分が管理四に相当すると認められる者に係る石綿肺（石綿による健康被害の救済に関する法律施行令（以下「令」という。）第一条第一号に規定する疾病を除く。）、じん肺管理区分が管理二若しくは管理三に相当すると認められる者に係る石綿肺と合併したじん肺法施行規則（昭和三十五年労働省令第六号）第一条第一号から第五号までに掲げる疾病又は良性石綿胸水とする。</p> <p>（法第六十九条第二項及び令第十七条の規定により読み替えて適用する徴収法の特定疾病等）</p> <p>第四条 法第六十九条第二項の規定により読み替えて適用する徴収法第十二条第三項及び令第十七条の規定により読み替えて適用する徴収法第二十条第一項の厚生労働省令で定める疾病は、次の表の第二欄に掲げる疾病とし、法第六十九条第二項の規定により読み替えて適用する徴収法第十二条第三項及び令第十七条の規定により読み替えて適用する徴収法第二十条第一項の厚生労働省令で定める事業の種類は、同表の第二欄に掲げる疾病に応じ、それぞれ同表の第三欄</p>	<p>（対象疾病）</p> <p>第二条 法第二条第二項の厚生労働省令で定める疾病は、じん肺症若しくはじん肺（じん肺法（昭和三十五年法律第三十号）第二条第一項第一号に掲げる疾病をいう。）と合併したじん肺法施行規則（昭和三十五年労働省令第六号）第一条第一号から第五号までに掲げる疾病（第四条において「石綿によるじん肺症等」という。）、良性石綿胸水又はびまん性胸膜肥厚とする。</p> <p>（法第六十九条第二項及び令第十六条の規定により読み替えて適用する徴収法の特定疾病等）</p> <p>第四条 法第六十九条第二項の規定により読み替えて適用する徴収法第十二条第三項及び石綿による健康被害の救済に関する法律施行令（以下「令」という。）第十六条の規定により読み替えて適用する徴収法第二十条第一項の厚生労働省令で定める疾病は、次の表の第二欄に掲げる疾病とし、法第六十九条第二項の規定により読み替えて適用する徴収法第十二条第三項及び令第十六条の規定により読み替えて適用する徴収法第二十条第一項の厚生労働省令で定める事業</p>

に掲げる事業とし、法第六十九条第二項の規定により読み替えて適用する徴収法第十二条第三項及び令第十七条の規定により読み替えて適用する徴収法第二十条第一項の厚生労働省令で定める者は、同表の第三欄に掲げる事業の種類に応じ、それぞれ同表の第四欄に定める者とする。

二 (略)	じん肺管理	建設の事業	第三欄に掲げる事業の種類に属する労災保険適用事業主を異にする二以上の事業場において石綿にさらされる業務に従事し、又は従事したことがある死亡労働者等であつて、特定業務従事期間が三年に満たないもの
(略)	区分が管理四に相当すると認められる者に係る石綿肺又はじん肺管理区分が管理二若しくは管理三に相当すると認められる者に係る石綿肺と合併したじん肺		
	法施行規則		

の種類は、同表の第二欄に掲げる疾病に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げる事業とし、法第六十九条第二項の規定により読み替えて適用する徴収法第十二条第三項及び令第十六条の規定により読み替えて適用する徴収法第二十条第一項の厚生労働省令で定める者は、同表の第三欄に掲げる事業の種類に応じ、それぞれ同表の第四欄に定める者とする。

二 (略)	石綿によるじん肺症等	建設の事業	第三欄に掲げる事業の種類に属する労災保険適用事業主を異にする二以上の事業場において石綿にさらされる業務に従事し、又は従事したことがある死亡労働者等であつて、特定業務従事期間が三年に満たないもの
(略)			

第一条第一	
号から第五	
号までに掲	
げる疾病	

(法第六十九条第二項及び令第十七条の規定により読み替えて適用する徴収法における特別遺族年金の額の算定)

第五条 法第六十九条第二項の規定により読み替えて適用する徴収法第十二条第三項及び令第十七条の規定により読み替えて適用する徴収法第二十条第一項の厚生労働省令で定めるところにより算定する特別遺族年金（法第五十九条第二項の特別遺族年金をいう。以下同じ。）の額は、千二百万円とする。

(法第六十九条第二項及び令第十六条の規定により読み替えて適用する徴収法における特別遺族年金の額の算定)

第五条 法第六十九条第二項の規定により読み替えて適用する徴収法第十二条第三項及び令第十六条の規定により読み替えて適用する徴収法第二十条第一項の厚生労働省令で定めるところにより算定する特別遺族年金（法第五十九条第二項の特別遺族年金をいう。以下同じ。）の額は、千二百万円とする。